

公募公告

行政財産使用許可を受けて有償により自動販売機（清涼飲料水等）を設置運営する業者について、下記のとおり公募します。

令和5年12月26日

法務省民事局長 竹 内 努

記

1 公募に付する事項

(1) 件名 法務省登記情報センターにおける自動販売機の設置・維持管理及び商品の販売業務

(2) 募集者数 1社（者）

(3) 自動販売機の台数

自動販売機（清涼飲料水等（缶・ペットボトル））2台

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

次の要件を全て満たす法人又は個人とする。

(1) 良質な商品及び優良なサービスを提供することができる能力と実績を有すること。

(2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(4) 国税及び地方税を完納していること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者ではないこと。

(6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同

じ。)が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

(7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

(8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

(9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

(10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

(11) 暴力団又は暴力団員及び(7)から(10)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

(12) 下記3の説明会に参加すること。

ただし、説明会に参加することができない特段の事由がある場合は、令和6年1月10日（水）正午までに下記3の問合せ先に申し出ること。

3 企画提案等募集説明会

(1) 開催日時 令和6年1月12日（金）16時から

(2) 開催場所 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
法務省民事局会議室（11階）

(3) 説明事項 業務の概要等に関する事項

(4) 説明会への参加を希望する者は、令和6年1月10日（水）正午までに、次の申込先に来省又は電話により申込みを行うこと。

【申込先及び問合せ先】

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

法務省民事局総務課給与係 武内・甲斐

電話 03-3580-4111 (内線2406・2407)

【申込受付時間】

平日10時から12時まで、13時から17時まで

4 応募方法

公募要領及び仕様書に従い、使用料提案書、企画提案書及び添付書類を提出する。

5 企画提案書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の企画提案書等は無効とする。

6 その他

本公募において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。